

# 山口市民会館ストリートピアノ使用規程

山口市民会館

## 1 趣旨

本規程は、山口市民会館エントランスホールに設置するピアノを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

## 2 設置目的

ストリートピアノを通じて、市民が音楽に親しみ、音楽を通じた新たな交流が広がることを目的とする

## 3 設置場所

山口市民会館 エントランスホール

## 4 設置ピアノ

YAMAHAグランドピアノ 型番：G 2

## 5 設置期間

令和4年7月20日から当面の間

## 6 使用時間

開館日の午前9時～午後5時

※ただし、大ホール、小ホール及び展示ホールの使用時は使用できない。

使用できる日時については、山口市民会館ウェブサイトにて公開する。

## 7 使用方法

### (1) 感染症対策及びピアノ使用上の注意点

- ① 「山口市民会館新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に沿って施設を使用すること
- ② 入館時には、必ず検温を行い、体調が悪い場合や発熱等風邪の症状のある場合はピアノを使用しないこと
- ③ ピアノの使用前及び使用後は、必ず手指消毒を行うこと
- ④ 演奏者と鑑賞者は2m以上、鑑賞者同士は最低1mの距離を確保すること
- ⑤ 手指が乾いた状態で鍵盤に触れること（アルコール液は鍵盤のひび割れにつながるため）
- ⑥ ピアノを使用する時は、必ずマスクを着用し、大声などを出さないこと
- ⑦ ピアノの使用後は、ピアノ鍵盤専用クリーナーを用いた手入れを行うこと（備付のピアノクロスに「キークリン」を数滴なじませ、鍵盤の奥から手前に向かって引くように表面を拭く。黒鍵は色落ちを避けるため軽く拭く。）
- ⑧ ピアノの上には、物を置かないこと
- ⑨ ピアノの周囲で、飲食をしないこと

### (2) 演奏上の注意点

- ① 連弾や他の楽器、歌との合同演奏は行わないこと
- ② 弾き語りをする際は、大声を出さないこと
- ③ 順番を待つ方がいる場合は、1人10分程度での使用とすること
- ④ 個人の練習目的など、長時間の使用はしないこと
- ⑤ ピアノ蓋や譜面台は固定とし、使用する際に状態を変えないこと

### (3) 撮影上の注意

- ① 写真や動画を撮影する際は、演奏者の許可を得ることとし、周囲の人が映り込むことがないように注意すること
- ② 撮影の際に、三脚を使用しないこと
- ③ SNS、YouTube 等に投稿する場合は、人物、土地、建物の名称が映し出されることがないように処理をすること
- ④ 営利を目的にした動画の撮影、及び投稿は行わないこと

### (4) 演奏会等の禁止

ストリートピアノを使って演奏会を開くなど、特定の鑑賞者のためにエントランスホールを占有することはできない。

### (5) 営利目的での使用の禁止

- ① 有形無形に関わらず、販売行為を行わないこと
  - ・演奏に対してお金を徴収する行為
  - ・演奏終了後に投げ銭を募る行為
  - ・グッズの販売、チケットの販売、オリジナル音源の販売など
- ② 広告、宣伝、営業に関わる行為を行わないこと
  - ・自身に関わる演奏会のビラ、チラシ等の配布
  - ・自身のプロモーションカードの配布など

### (6) 備品の損傷及び賠償について

- ① ピアノ以外の市民会館の備品には触らないこと
- ② ピアノ等市民会館の備品を損傷、または滅失した場合は、速やかに事務室に届け出ること
- ③ 故意若しくは過失により、ピアノ等市民会館の備品を損傷、または滅失した場合は、その損害を賠償すること

### (7) その他

館長は、市民会館の管理運営上支障があると認めた場合は、使用を断ることができる。

### 附則

本規程は、2022年（令和4年）7月20日から施行する